

音声情報制作業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成21年11月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) **この調査は、企業単位の調査となっています。**したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」若しくは「音声情報制作業務」について「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません

II. 調査対象となる企業

※当該調査では、平成19年11月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類（JSIC）小分類412－音声情報制作業に格付けされる企業です。

具体的には、レコード（音楽CD、音楽テープなどの音楽ソフトを含む。）の企画・制作、レコード以外の音声情報（映画用、テレビ番組用（CM用を含む。）、ゲームなどの音楽を含む。）の企画・制作、ラジオ番組の制作を主業として営む企業が調査の対象となります。

◆ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象とはなりません

- ① 音声情報を記録した物を大量複製のみを行う企業（オーディオディスクレコード製造業：日本標準産業分類細分類3296）。
- ② 音声情報を記録した物を購入して販売する企業（他に分類されないその他の小売業：日本標準産業分類細分類：6099）。
- ③ 音声情報を記録した物を賃貸する企業（音楽・映像記録物賃貸業：日本標準産業分類細分類8892）→「**その他の物品賃貸業調査**」の対象となります。
- ④ ラジオ放送事業を行っている企業（ラジオ放送業：日本標準産業分類細分類：3822）

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

音声情報制作業 (JSIC小分類番号: 412)

① レコード制作業 (JSIC細分類番号: 4121)

主としてレコードの企画・制作を行う事業所をいう。

【例示】 レコード会社；音楽出版会社

ここでいう「レコード」とは、オーディオディスク、アナログ・ディスク・レコードなどが代表的なものであり、音声(音楽)の記録メディアとしての音楽カセット、CDなどを含みます。

② ラジオ番組制作業 (JSIC細分類番号: 4122)

主としてラジオ番組の制作を行う事業所をいう。

【例示】 ラジオ番組制作業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意										
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業（本社）が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>										
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あなたの企業が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（又は出資金額）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「<u>1 会社</u>」となります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1 会社</u> 」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。				
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。											
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1 会社</u> 」となります。											
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。											
3	企業の事業形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業があてはまる番号を一つ○で囲んでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>主としてレコードの企画・制作を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>主としてラジオの番組やCMの企画・構成・制作を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>上記1～3以外の音声情報制作業務を行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	主としてレコードの企画・制作を行う企業をいいます。	2	主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業をいいます。	3	主としてラジオの番組やCMの企画・構成・制作を行う企業をいいます。	4	上記1～3以外の音声情報制作業務を行う企業をいいます。
番号	事業形態											
1	主としてレコードの企画・制作を行う企業をいいます。											
2	主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業をいいます。											
3	主としてラジオの番組やCMの企画・構成・制作を行う企業をいいます。											
4	上記1～3以外の音声情報制作業務を行う企業をいいます。											

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意								
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>企業全体の年間売上高</u>については、<u>あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「音声情報制作業務」、「音声情報制作業務(うち国内向け)」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入してください。</p> <p>② 「音声情報制作業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる企業」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。</p> <p>例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」の欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>④ 「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1281 1414 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1281 689 1344">業務区分</th> <th data-bbox="689 1281 1414 1344">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1344 689 1438">音 声 情 報 制 作 業 務</td> <td data-bbox="689 1344 1414 1438">○レコードの企画・制作、ラジオ番組制作などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1438 520 1751">そ の 他 業 務</td> <td data-bbox="520 1438 1414 1751">○ 食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1751 520 2024">情 報 通 信 業</td> <td data-bbox="520 1751 1414 2024">※「音声情報制作業務」以外の情報通信業をいいます。 ○通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、新聞業、出版業などの業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業 務 例 示	音 声 情 報 制 作 業 務	○レコードの企画・制作、ラジオ番組制作などの業務(事業)	そ の 他 業 務	○ 食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)	情 報 通 信 業	※「音声情報制作業務」以外の情報通信業をいいます。 ○通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、新聞業、出版業などの業務(事業)
業務区分	業 務 例 示									
音 声 情 報 制 作 業 務	○レコードの企画・制作、ラジオ番組制作などの業務(事業)									
そ の 他 業 務	○ 食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)									
情 報 通 信 業	※「音声情報制作業務」以外の情報通信業をいいます。 ○通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、新聞業、出版業などの業務(事業)									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意									
4	年間売上高 (つづき)	<p>つづき</p> <table border="1" data-bbox="459 360 1414 1424"> <tr> <td data-bbox="459 360 523 501">その他業務</td> <td data-bbox="523 360 689 501">卸売・小売業務</td> <td data-bbox="689 360 1414 501">○商品の卸売業（ビデオソフトの販売事業者、問屋など）及び小売業（百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店）、代理商・仲立業などの業務（事業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 501 523 972">つづき</td> <td data-bbox="523 501 689 972">サービス業</td> <td data-bbox="689 501 1414 972">○専門サービス業（法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務（事業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 972 523 1424"></td> <td data-bbox="523 972 689 1424">その他の業務</td> <td data-bbox="689 972 1414 1424">※上記以外のすべての業務（事業）をいいます。 ○農・林・漁業、鉱業、建設業（土木建築工事業、電気工事業など）、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業（鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など）、金融・保険業、不動産業（駐車場業を含む。）、飲食店（食堂、レストラン等）、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど）などの業務（事業）</td> </tr> </table> <p data-bbox="443 1469 1270 1503">(3) 「Ⅲ 「音声情報制作業務」の年間売上高の業務種別割合」</p> <p data-bbox="456 1509 1447 1659">① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「音声情報制作業務」の年間売上高について、その内訳である(1)音楽ソフト制作業務（レコード制作会社・音楽出版会社）、(2)ラジオ番組制作業務の区分ごとの業務種別の収入割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p data-bbox="491 1666 1447 1738">なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>	その他業務	卸売・小売業務	○商品の卸売業（ビデオソフトの販売事業者、問屋など）及び小売業（百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店）、代理商・仲立業などの業務（事業）	つづき	サービス業	○専門サービス業（法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務（事業）		その他の業務	※上記以外のすべての業務（事業）をいいます。 ○農・林・漁業、鉱業、建設業（土木建築工事業、電気工事業など）、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業（鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など）、金融・保険業、不動産業（駐車場業を含む。）、飲食店（食堂、レストラン等）、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど）などの業務（事業）
その他業務	卸売・小売業務	○商品の卸売業（ビデオソフトの販売事業者、問屋など）及び小売業（百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店）、代理商・仲立業などの業務（事業）									
つづき	サービス業	○専門サービス業（法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務（事業）									
	その他の業務	※上記以外のすべての業務（事業）をいいます。 ○農・林・漁業、鉱業、建設業（土木建築工事業、電気工事業など）、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業（鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など）、金融・保険業、不動産業（駐車場業を含む。）、飲食店（食堂、レストラン等）、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど）などの業務（事業）									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高(つづき)	<p>② 「音声情報制作業務」における業務種類別区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 音楽ソフト制作業務</td> <td>レコード販売収入 ○CD、レコードを販売（配信によるものを含む。）して得た収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>うち洋楽 ○CD、レコードを販売して得た収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※「洋楽」とは、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいいます。日本のレコード制作会社で海外法人が制作した原盤を基に日本国内で音楽CDを生産・販売して得た収入は、「うち洋楽」に含めてください。（以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>著作権使用料収入 ○著作者（作詞家・作曲家）等と楽曲毎に著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※共同出版の場合は、他社への分配分を除いてください。</td> </tr> <tr> <td>うち洋楽 ○著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>著作権隣接権収入 ○原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与報酬・貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※音楽配信（インターネットを通じて楽曲を配信するもの）を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含めてください。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち洋楽 ○著作権隣接権収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 ○上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入（受託制作など）をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち洋楽 ○その他の収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	(1) 音楽ソフト制作業務	レコード販売収入 ○CD、レコードを販売（配信によるものを含む。）して得た収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	うち洋楽 ○CD、レコードを販売して得た収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※「洋楽」とは、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいいます。日本のレコード制作会社で海外法人が制作した原盤を基に日本国内で音楽CDを生産・販売して得た収入は、「うち洋楽」に含めてください。（以下同じ。）		著作権使用料収入 ○著作者（作詞家・作曲家）等と楽曲毎に著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※共同出版の場合は、他社への分配分を除いてください。	うち洋楽 ○著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合		著作権隣接権収入 ○原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与報酬・貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※音楽配信（インターネットを通じて楽曲を配信するもの）を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含めてください。		うち洋楽 ○著作権隣接権収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合		その他 ○上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入（受託制作など）をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合		うち洋楽 ○その他の収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合
業務種類	内 容 例 示																	
(1) 音楽ソフト制作業務	レコード販売収入 ○CD、レコードを販売（配信によるものを含む。）して得た収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																	
	うち洋楽 ○CD、レコードを販売して得た収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※「洋楽」とは、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいいます。日本のレコード制作会社で海外法人が制作した原盤を基に日本国内で音楽CDを生産・販売して得た収入は、「うち洋楽」に含めてください。（以下同じ。）																	
	著作権使用料収入 ○著作者（作詞家・作曲家）等と楽曲毎に著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※共同出版の場合は、他社への分配分を除いてください。																	
	うち洋楽 ○著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																	
	著作権隣接権収入 ○原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与報酬・貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 ※音楽配信（インターネットを通じて楽曲を配信するもの）を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含めてください。																	
	うち洋楽 ○著作権隣接権収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																	
	その他 ○上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入（受託制作など）をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																	
	うち洋楽 ○その他の収入のうち、洋楽（国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤）が4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																								
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) ラジオ番組制作収入</td> <td>○ラジオ番組を制作して得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>タイムスポット制作収入</td> <td>○タイム・スポットを制作して得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>受託制作収入</td> <td>○他企業から委託を受けたラジオ番組(タイム・スポットを含む。)制作業務による収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○上記以外のラジオ番組制作で得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)「Ⅳ レコード販売収入の販売枚数規模別割合」 4. IIIのレコード販売収入に係る年間売上高について、販売枚数規模区分ごとにそれぞれが占める割合を記入してください。</p> <p>(5)「Ⅴ 業務種類別の音楽配信収入の割合」 業務種類別の音楽配信(インターネットを通じて楽曲を配信するもの)による収入を①4. IIIのレコード販売収入、②4. IIIの著作権使用料収入及び著作権隣接権収入の合計に占める割合でそれぞれ記入してください。</p> <p>(6)「Ⅵ 音楽ソフト制作業務に係る音楽ソフト年間生産数量」 「音楽ソフト制作業務」に係る年間生産数量を音源、タイトル別に記入してください。</p> <p>(7)「Ⅶ 保有する総音源数」 平成20年11月1日現在で保有している音源の総数を記入してください。(形態は問わず、著作権を持っていれば過去のものも含まれます。)</p> <p>(8)「Ⅷ 制作したラジオ番組の年間総時間」 制作したラジオ番組の年間総時間数を記入してください。記入区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報 道</td> <td>○報道を目的として行う放送番組</td> </tr> <tr> <td>教 育</td> <td>○学校教育又は社会教育のための放送番組</td> </tr> <tr> <td>教 養</td> <td>○教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組</td> </tr> <tr> <td>娯 楽</td> <td>○娯楽を目的として行う放送番組</td> </tr> <tr> <td>広 告</td> <td>○タイム・スポットなどの広告放送</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>○上記以外の放送や放送番組</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	(2) ラジオ番組制作収入	○ラジオ番組を制作して得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	タイムスポット制作収入	○タイム・スポットを制作して得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	受託制作収入	○他企業から委託を受けたラジオ番組(タイム・スポットを含む。)制作業務による収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	その他	○上記以外のラジオ番組制作で得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	業務区分	業 務 例 示	報 道	○報道を目的として行う放送番組	教 育	○学校教育又は社会教育のための放送番組	教 養	○教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組	娯 楽	○娯楽を目的として行う放送番組	広 告	○タイム・スポットなどの広告放送	そ の 他	○上記以外の放送や放送番組
業務種類	内 容 例 示																									
(2) ラジオ番組制作収入	○ラジオ番組を制作して得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																									
タイムスポット制作収入	○タイム・スポットを制作して得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																									
受託制作収入	○他企業から委託を受けたラジオ番組(タイム・スポットを含む。)制作業務による収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																									
その他	○上記以外のラジオ番組制作で得た収入額をいい、4. IIの音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																									
業務区分	業 務 例 示																									
報 道	○報道を目的として行う放送番組																									
教 育	○学校教育又は社会教育のための放送番組																									
教 養	○教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組																									
娯 楽	○娯楽を目的として行う放送番組																									
広 告	○タイム・スポットなどの広告放送																									
そ の 他	○上記以外の放送や放送番組																									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	<p>年間売上高の契約先産業別割合</p> <p>(*)平成19年11月に改定された日本標準産業分類の区分に変更されております。20年調査の区分と違っている箇所がありますのでご注意ください。</p>	<p>(1) 「I」音声情報制作業務の年間売上高の契約先産業別割合</p> <p>① 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 557 1406 2009"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 557 608 595">産業区分</th> <th data-bbox="608 557 1406 595">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 595 608 734">建設業</td> <td data-bbox="608 595 1406 734">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 734 608 1037">製造業</td> <td data-bbox="608 734 1406 1037">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1037 608 1122">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="608 1037 1406 1122">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1122 608 1424">情報通信業(同業者を除く)</td> <td data-bbox="608 1122 1406 1424">通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)…(*)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1424 608 1767">運輸業郵便業</td> <td data-bbox="608 1424 1406 1767">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)…(*)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1767 608 1852">卸売・小売業</td> <td data-bbox="608 1767 1406 1852">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1852 608 2009">金融・保険業</td> <td data-bbox="608 1852 1406 2009">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業(同業者を除く)	通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)…(*)	運輸業郵便業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)…(*)	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)
産業区分	業種例示																	
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																	
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業(同業者を除く)	通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)…(*)																	
運輸業郵便業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)…(*)																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																							
5	<p>年間売上高の契約先産業別割合(つづき)</p> <p>(*)平成19年11月に改定された日本標準産業分類の区分に変更されております。20年調査の区分と違っている箇所がありますのでご注意ください。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産業 物品賃貸業</td> <td>不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業 …(*)</td> </tr> <tr> <td>学術研究, 専門・技術 サービス業</td> <td>学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、技術サービス業(獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業 …(*)</td> </tr> <tr> <td>宿泊業,飲食 サービス業</td> <td>食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 …(*)</td> </tr> <tr> <td>生活関連 サービス業, 娯楽業</td> <td>洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業 …(*)</td> </tr> <tr> <td>教育,学習 支援業</td> <td>学校教育、その他の教育,学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など)) …(*)</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) …(*)</td> </tr> <tr> <td>公務</td> <td>国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td>同業者</td> <td>「音声情報制作業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他 の産業</td> <td>その他 の産業</td> <td>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など …(*)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	不動産業 物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業 …(*)	学術研究, 専門・技術 サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、技術サービス業(獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業 …(*)	宿泊業,飲食 サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 …(*)	生活関連 サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業 …(*)	教育,学習 支援業	学校教育、その他の教育,学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など)) …(*)	サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) …(*)	公務	国家及び地方公務	同業者	「音声情報制作業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)	その他 の産業	その他 の産業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など …(*)	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示																								
不動産業 物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業 …(*)																								
学術研究, 専門・技術 サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、技術サービス業(獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業 …(*)																								
宿泊業,飲食 サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 …(*)																								
生活関連 サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業 …(*)																								
教育,学習 支援業	学校教育、その他の教育,学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など)) …(*)																								
サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) …(*)																								
公務	国家及び地方公務																								
同業者	「音声情報制作業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)																								
その他 の産業	その他 の産業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など …(*)																							
	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																						
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「I 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① 年間営業費用については、企業全体で平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給総額</td> <td> <p>○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>制 人 件 費</td> <td>○制作費のうち、演奏家に支払った演奏料、ラジオ番組への出演者(俳優など)に支払った出演料、ディレクター等の制作スタッフ・要員等にかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。</td> </tr> <tr> <td>費 そ の 他</td> <td>○人件費以外の制作費用(機材・資材費、編集費、録音費、スタジオ使用料、演奏家・出演者等の旅費・交通費等)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>外 注 費</td> <td>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>著作権使用料</td> <td>○レコード及びラジオ番組制作をするにあたり、著作権料を支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>賃 借 料</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>土地・建物</td> <td> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	制 人 件 費	○制作費のうち、演奏家に支払った演奏料、ラジオ番組への出演者(俳優など)に支払った出演料、ディレクター等の制作スタッフ・要員等にかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。	費 そ の 他	○人件費以外の制作費用(機材・資材費、編集費、録音費、スタジオ使用料、演奏家・出演者等の旅費・交通費等)を記入してください。	外 注 費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	著作権使用料	○レコード及びラジオ番組制作をするにあたり、著作権料を支払った費用を記入してください。	広告宣伝費	○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃 借 料	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>土地・建物</td> <td> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費用例示																							
給与支給総額	<p>○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>																							
制 人 件 費	○制作費のうち、演奏家に支払った演奏料、ラジオ番組への出演者(俳優など)に支払った出演料、ディレクター等の制作スタッフ・要員等にかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。																							
費 そ の 他	○人件費以外の制作費用(機材・資材費、編集費、録音費、スタジオ使用料、演奏家・出演者等の旅費・交通費等)を記入してください。																							
外 注 費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。																							
著作権使用料	○レコード及びラジオ番組制作をするにあたり、著作権料を支払った費用を記入してください。																							
広告宣伝費	○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。																							
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																							
賃 借 料	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>土地・建物</td> <td> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>																							
機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																																	
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃借料</td> <td>機械・装置</td> <td>その他</td> <td>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の営業費用</td> <td>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2) 「Ⅱ 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>機械・情報通信機器</td> <td></td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>装置</td> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地建物</td> <td>土地</td> <td></td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無形固定資産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分			費用例示	賃借料	機械・装置	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用			○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分			資産例示	有形固定資産	機械・情報通信機器		○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	装置	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地建物	土地		○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物	その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
費用区分			費用例示																																
賃借料	機械・装置	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																																
その他の営業費用			○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																																
資産区分			資産例示																																
有形固定資産	機械・情報通信機器		○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																																
	装置	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																																
土地建物	土地		○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																																
	建物	その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																																
	無形固定資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																																

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業員数	<p>(1) 従業員数は、平成21年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 企業全体の従業員数」 企業全体の従業員数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業員」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 <u>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>（別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</p> <p>② 上記①において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかにも別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法という派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業員の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 1189 1422 1973"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1189 699 1227">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1189 1422 1227">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1227 699 1659">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業員</td> <td data-bbox="699 1227 1422 1659"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 ○無給の家族従業員とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1659 699 1973">② 有給役員</td> <td data-bbox="699 1659 1422 1973"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。 </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業員	○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 ○無給の家族従業員とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は 常用雇用者欄 に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。	② 有給役員	○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。
雇用形態区分	内容例示							
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業員	○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 ○無給の家族従業員とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は 常用雇用者欄 に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。							
② 有給役員	○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用雇用者</td> <td>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>④パート、アルバイトなど</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td> <td>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>総 計 (①から⑤の合計)</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>(4)「Ⅱ 「音声情報制作業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「音声情報制作業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(※)事業従事者数とは、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「音声情報制作業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p>	雇用形態区分	内 容 例 示	常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																			
常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																			
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																			
④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																			
(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																			
⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																			
総 計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																			
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																			
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人																			

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p>② この欄では、「音声情報制作業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「I」欄の従業者数総計(①～⑤の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、 <u>「音声情報制作業務」に携わる人数(事業従事者数)</u></p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の企業から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」のうち、「音声情報制作業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部門区分</th> <th style="width: 80%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管 理 部 門</td> <td>○一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「音声情報制作業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画・制作部門</td> <td>○レコードの企画・制作業務に従事する人 ○ラジオ番組の企画・制作業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宣伝部門</td> <td>○レコードやラジオ番組の広報・宣伝に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>○上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内 容 例 示	管 理 部 門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「音声情報制作業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		企画・制作部門	○レコードの企画・制作業務に従事する人 ○ラジオ番組の企画・制作業務に従事する人	宣伝部門	○レコードやラジオ番組の広報・宣伝に従事する人	その他	○上記以外の業務に従事する人
部門区分	内 容 例 示													
管 理 部 門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「音声情報制作業務」を担当する役員は、ここに含めてください。													
うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)														
企画・制作部門	○レコードの企画・制作業務に従事する人 ○ラジオ番組の企画・制作業務に従事する人													
宣伝部門	○レコードやラジオ番組の広報・宣伝に従事する人													
その他	○上記以外の業務に従事する人													